

特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表 目次

○特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則(平成十二年総理府令第二百二十四号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第一条 (略)</p> <p>一 照射されていない次に掲げる物質 イ プルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。)及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの ロ・ハ (略)</p> <p>二 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面からメートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率(以下単に「吸収線量率」という。)が一グレイ毎時以下のもの(第十一号に掲げるものを除く。)</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>一 照射されていない次に掲げる物質 イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの ロ・ハ (略)</p> <p>二 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面からメートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの</p>

<p>三 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）</p> <p>四 照射されていない次に掲げる物質 イ、ニ（略）</p> <p>五 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの（第十一号に掲げるものを除く。）</p> <p>六 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三条第三号に規定する特定核燃料物質（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）</p>	<p>（略）</p>
<p>七 照射された第四号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）</p> <p>八 照射されていない次に掲げる物質 イ、ホ（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>三 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号に掲げるものを除く。）</p> <p>四 照射されていない次に掲げる物質 イ、ニ（略）</p> <p>五 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの</p> <p>六 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三条第三号に規定する特定核燃料物質（第十号に掲げるものを除く。）</p>	<p>（略）</p>
<p>七 照射された第四号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号に掲げるものを除く。）</p> <p>八 照射されていない次に掲げる物質 イ、ホ（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率がグレイ毎時を超えていたもの並びに次号及び第十一号に掲げるものを除く。）</p> <p>十 （略）</p> <p>十一 令第三条第二号又は第三号に規定する特定核燃料物質（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物で廃棄しようとするものを封入（圧縮して封入する場合に限る。）し、又は固型化した容器に内包されるもの）に限り、前号に掲げるものを除く。）</p>	<p>（略）</p>
<p>十二 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるものであつて、ウランの量が五百キログラムを超えるもの（照射されていないものに限る。）</p>	<p>（略）</p>
<p>九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率がグレイ毎時を超えていたもの及び第十号に掲げるものを除く。）</p> <p>十 （略） （新設）</p>	<p>（略）</p>
<p>十一 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるものであつて、ウランの量が五百キログラムを超えるもの（照射されていないものに限る。）</p>	<p>（略）</p>

2・3 (略)

4 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質に係る事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一・二 (略)

5 第一項の表第十二号の特定核燃料物質に係る事項は、第二項第一号から第八号までに掲げる事項とする。

(別記)

様式(第2条関係)

注1 (略)

2 区分については、第1条第1項の表第1号及び第2号に該当する場合においては区分Iと、同表第3号から第6号までに該当する場合には区分IIと、同表第7号から第11号までに該当する場合には区分IIIと、同表第12号に該当する場合には区分IVと記載すること。

3 (略)

2・3 (略)

4 第一項の表第七号から第十号までの特定核燃料物質に係る事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一・二 (略)

5 第一項の表第十一号の特定核燃料物質に係る事項は、第二項第一号から第八号までに掲げる事項とする。

(別記)

様式(第2条関係)

注1 (略)

2 区分については、第1条第1項の表第1号及び第2号に該当する場合においては区分Iと、同表第3号から第6号までに該当する場合には区分IIと、同表第7号から第10号までに該当する場合には区分IIIと、同表第11号に該当する場合には区分IVと記載すること。

3 (略)